

部活動運営計画

須賀川市立西袋中学校

1 目 的

- (1) 活動を通して、体力・精神力・協調性を養う。
- (2) 趣味や教養を深めるとともに、学年・学級の枠を超えた幅広い交友関係の中で豊かな人間性を形成する。
- (3) 対外的な試合や行事、競技やコンクールに参加することで視野を広め、個人および集団としての技能の向上のため意欲的に努力する姿勢を育てる。
- (4) 競技上や活動におけるマナーとともに、日常的な礼儀作法を身につけ、あわせて施設や用具等を大切に扱う心を育てる。

2 方 針

- (1) 生徒全員の加入とし、3年間活動することを原則とするが、学校外で定期的にクラブチームや習い事等に所属している生徒や特別な理由がある場合は校長承諾の上、自由加入とする。ただし、加入する場合は、クラブチームと同じ競技に加入することはできない。
- (2) 部の設置については、施設・設備、指導者、部員数などを考慮し、必要に応じて休部・廃部・新設の措置をとる。
- (3) 部の選択については、全体会および学級活動などにおいて部活動について意義、目的、主な活動などの説明をし、保護者の承諾を得た上で加入の手続をとらせる。
- (4) 自転車の使用については登校日と同様とする。

3 実施計画

(1) 開設する部活動

	活動場所	部活動名	男女		活動場所	部活動名	男女
常 設	校庭	野 球	男女	常 設	体育館	卓 球	男女
		サ ッ カ ー	男子			バ レ ー	女子
		ソ フ ト テ ニ ス	女子			バスケットボール	男女
	美術室	美 術	男女	特 設	陸 上		男女
	PC室	コンピュータ	男女		駅 伝		男女
	音楽室	吹 奏 楽	男女		合 唱		男女

※体育館使用割当については顧問間で調整する。校庭使用についても同様とする。

(2) 組織編成

- ①年度ごと、4月中に組織編成を行う。
- ②新入生に関しては、部活動結成前日までに自由に見学・参加し、加入したい部活動を検討する。
- ③部活動結成までの1年生の下校時間は17:00とし、結成後の4月中は17:30とする。ただし、2・3年生が登録メンバーに満たない部活動への加入を希望する1年生については、保護者に承諾を取り、2・3年生と一緒に下校時間を認める。
- ④部活動結成会は以下を例として、部の実態に応じて進行する。
 - ・部活動加入承諾書提出
 - ・自己紹介と抱負(3年部長から2年、1年の順)
 - ・部長、副部長選出またはあいさつ
 - ・年間活動計画と通常の部活動の注意
 - ・名簿作成
 - ・練習に必要な物品について
 - ・顧問あいさつおよび活動方針説明
 - ・その他

(3) 活動時間

- ①平日 (下校時刻とは、生徒が校地外に出る時間を言う)

月	4月～10月2週まで	10月末日 まで	11月～ 1・2年学年末試験前日	1・2年学年末試験終了日 ～3月
活動終了	18:15	17:45	17:15	17:45
完全下校時刻	18:30	18:00	17:30	18:00

- ・平日の活動時間は、2時間を上限とする。また、原則として平日に1日休養日を設ける。ただし、天候の状況により別日の平日に1日休養日を設ける場合もある。また、体育館の部活は、割り振りによって別日の平日に1日休養日を設ける場合もある。
- ・特設部における早朝練習は、7:15～7:50までとし、生徒の負担にならない期間を設定する。早朝

練習は、必ず顧問が来てから活動を始める。早朝練習に参加する場合はジャージ登校を認める。ただし、朝の短学活前には制服への着替えを終了させる。

②休日・長期休業

- ・原則として土・日曜日のどちらかを休養日とする。土日に大会等があった場合は、その翌週に休養日を設ける。
- ・顧問の計画に応じて、活動時間は、午前または午後3時間を上限とし、活動をする。大会・練習試合の場合は除く。
- ・長期休業中の平日は1日休養日を設け、土日は基本的に休養日とする。活動時間は、長期休業中の場合は、平日・土日の午前または午後3時間を上限とし、活動をする。ただし、大会・練習試合の場合は除く。

③活動の停止

- ・定期テストについて、二教科の場合は2日前から、五教科の場合は3日前から、七教科の場合は4日前から部活動は休みとし、学習時間にあてる。

④活動時間の延長

- ・放課後に時間を延長して練習する場合は、校長に趣旨を説明の上許可を得る。さらに保護者の承諾を得た上で活動する。ただし、平日の練習時間は延長時間を含め、2時間を上限とする。

4 指導における留意事項

- (1) 活動に際しては「部活動年間活動計画」、「部活動月間活動計画」、「月間活動実績報告書」を作成する。
- (2) 活動に際しては「部活動日誌」を作成し、記録を残す。
様式は各部に一任するが、月日・時間帯・参加生徒名・活動内容を明確にしておく。
- (3) 顧問は部活動の終了に必ず立会い、指導をしてから下校させる。(部活動指導員も同様) 鍵の取り扱いには顧問が責任を持ち、練習場や用具の整理整頓を確認する。
- (4) 各部の活動に効率のよい練習着の着用を認める。ただし、華美でなく、部全体として共通のものとする。
- (5) 中体連申し合せ事項に準じて、頭髮(茶髪やパーマ、髪型など)、ピアス、アクセサリー(パワーリング、ミサンガ等)、眉の加工、運動着の腰ばき、その他中学生らしくない格好等については中体連大会に出場停止などの処置がとられることについて指導を徹底する。チームTシャツ、トレーニングシューズ、アンクルソックスは部活動時のみとし、着替え又は履き替えさせる。
- (6) 飲料水は、平日は水筒を利用する。休日はペットボトルの利用を可とする。(練習試合・大会は水筒利用)
- (7) 部活動計画等の情報を家庭へきめ細やかに発信する。
- (8) 各種大会や練習試合などに参加する場合は、必ず参加計画を作成し教職員や保護者に配付する。
- (9) 生徒会会計以外に部費を徴収する場合は、その使途ならびに決算を明確にするとともに、経済的負担が大きくならないよう配慮する。
- (10) 団体登録料、中体連の大会における参加料(県大会以上の団体および個人)、協会主催大会への団体参加料、特設部の個人登録については、体育文化後援会から支出できる。協会主催の個人参加費は自己負担とする。ただし、新人県大会については協議する。
- (11) 部活動の諸問題、企画、計画の変更等については部活動顧問会議を開催し、協議した上で改善を図る。

5 部活動安全確保の規定

- (1) 生徒の体調管理に万全を尽くして活動させる。特に夏場の健康管理に留意する。
保健室で休養した生徒には原則として活動させない。
- (2) 活動前に目標や目的・内容を生徒に理解させ、体調の自己管理、熱中症対策ができるように指導する。
- (3) 既往症や持病のある生徒については、特段の配慮を行う。
- (4) 部活動は、計画的・能率的に活動させ、生徒の負担加重にならないように配慮する。
- (5) 活動中の負傷事故発生の場合は、迅速かつ的確な対応処理を行う。
- (6) 練習には教師がつく。つけない場合は活動しない。または、ミーティングや自習など、危険のない活動をして待たせる。職員会議の場合は、活動待機とする。(部活動指導員の指導は除く)
- (7) 登下校時の安全に配慮し、不測の事態に対処できるようにする。
週休日や休日に生徒を学校に招集する場合や練習試合等で現地集合させる場合は、顧問教師は前もって会場に到着し出欠の確認を行う。活動終了後は生徒の帰宅時刻を考慮し、移動時の交通事故や声かけ等への連絡・対処ができるようにする。(部活動指導員も同様)
- (8) 部活動月間活動計画を事前に保護者へ文書で知らせる。
- (9) 新型コロナウイルス感染防止対策に努める。